

文学研究科

博士後期課程	修士課程修了後 3 年以上経過した有職者、および社会人（定年退職者、主婦等を含む）
修士課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ大学卒業後 3 年以上経過した有職者、および社会人（定年退職者、主婦等を含む）</p> <p>(1)学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者および平成 22 年 3 月卒業見込みの者。</p> <p>(2)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。ただし、大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国においては、優れた成績をあげて大学教育を修了した、または修了するものと本大学院において認定された者。</p> <p>(3)学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号により学士の学位を授与された者および学位授与機構の認定を受けている短期大学または高等専門学校の専攻科を平成 22 年 3 月修了見込みの者で学位取得見込みの者。 (該当する者は出願前に研究科へ申し出ること)</p> <p>(4)本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者。</p>

経済学研究科

博士後期課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、大学卒業後 5 年以上経過した有職者および社会人。(主婦、定年退職者を含む)</p> <p>(1)修士の学位を有する者。(平成 22 年 3 月までに修士の学位を取得見込みの者を含む)</p> <p>(2)外国において修士の学位またはこれに相当する学位を得た者。</p> <p>(3)大学を卒業し、または外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者。</p> <p>(4)本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で 24 歳に達した者。</p>
修士課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ大学卒業後 3 年以上経過した有職者、および社会人(主婦、定年退職者を含む)</p> <p>(1)学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者および平成 22 年 3 月卒業見込みの者。</p> <p>(2)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。ただし、大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国においては、優れた成績をあげて大学教育を修了した、または修了するものと本大学院において認定された者。</p> <p>(3)学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号により学士の学位を授与された者および学位授与機構の認定を受けている短期大学または高等専門学校の専攻科を平成 22 年 3 月修了見込みの者で学位取得見込みの者。 (該当する者は出願前に研究科へ申し出ること)</p> <p>(4)本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者。</p>

心理学研究科

博士後期課程	平成 22 年 4 月 1 日現在修士の学位を有する者で、大学卒業後 5 年以上経過した有職者および社会人（主婦、定年退職者を含む）。
修士課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、平成 22 年 4 月 1 日現在大学卒業後 3 年以上経過した有職者および社会人（主婦、定年退職者を含む）。ただし、「小論文」ではなく「英語」での受験を希望する者は、一般入学試験で受験すること。</p> <p>(1)学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者および平成 22 年 3 月卒業見込みの者。</p> <p>(2)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。ただし、大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国においては、優れた成績をあげて大学教育を修了した、または修了するものと本大学院において認定された者。</p> <p>(3)学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号により学士の学位を授与された者および学位授与機構の認定を受けている短期大学または高等専門学校の専攻科を平成 22 年 3 月修了見込みの者で学位取得見込みの者。 (該当する者は出願前に研究科へ申し出ること)</p> <p>(4)本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者。</p>

法学研究科

修士課程	学校教育法第 83 条に定める大学を平成 19 年 3 月以前に卒業した職業人 (主婦を含む)
------	--

社会福祉学研究科

<p>博士後期課程</p>	<p>修士の学位を有する者（平成 22 年 3 月までに修士の学位を取得見込みの者を含む）で、大学卒業後 5 年以上経過した有職者および社会人（定年退職者、主婦を含む）。</p>
<p>修士課程</p>	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、大学卒業後 3 年以上経過した有職者および社会人（主婦、定年退職者を含む）。なお、出願資格(2)から(4)に該当する者は、事前審査がありますので、出願前に社会福祉学研究科事務室へ申し出ること。</p> <p>(1)学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者および平成 22 年 3 月卒業見込みの者。</p> <p>(2)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。ただし、大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国においては、優れた成績をあげて大学教育を修了した、または修了するものと本大学院において認定された者。</p> <p>(3)学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号により学士の学位を授与された者および学位授与機構の認定を受けている短期大学または高等専門学校の専攻科を平成 22 年 3 月修了見込みの者で学位取得見込みの者。 (該当する者は出願前に研究科へ申し出ること)</p> <p>(4)本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者。</p>

地球環境科学研究科

博士後期課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ、有職者。なお、書類審査により、科目試験のうち外国語と専門科目試験は免除されることがあります。この場合、出願手続後に当研究科より本人宛電話で連絡します。</p> <p>(1)修士の学位を有する者（平成 22 年 3 月までに修士の学位を取得見込みの者を含む）</p> <p>(2)外国において修士の学位またはこれに相当する学位を得た者。</p> <p>(3)大学を卒業し、または外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者。</p> <p>(4)本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で 24 歳に達した者。</p>
修士課程	<p>(1)から(4)のいずれかに該当し、大学卒業後 3 年以上経過した有職者。なお、書類審査により、科目試験のうち外国語と専門科目試験は免除されることがあります。この場合、出願手続後に当研究科より本人宛電話で連絡します。</p> <p>(1)学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者および平成 22 年 3 月卒業見込みの者。</p> <p>(2)外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。ただし、大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国においては、優れた成績をあげて大学教育を修了した、または修了するものと本大学院において認定された者。</p> <p>(3)学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号により学士の学位を授与された者および学位授与機構の認定を受けている短期大学または高等専門学校の専攻科を平成 22 年 3 月修了見込みの者で学位取得見込みの者。 (該当する者は出願前に研究科へ申し出ること)</p> <p>(4)本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 22 歳に達した者。</p>